

令和7年4月11日

保護者様

勝浦市立勝浦中学校長 岡安 和彦

非常災害の発生時及び災害発生が心配される場合の対応について

標記の件につきまして、下記のとおりいたしますので、ご理解、ご協力の程お願いいたします。

記

- 1 想定される場面 (1)平日の授業日(学校で授業や部活動を行っている場合)
(2)土日・休日・祝日等(学校で部活動を行っている場合)
- 2 非常災害の定義 (1)地震、津波、集中豪雨、暴風、竜巻、洪水、高潮、土石流、落雷、積雪などの異常な自然現象で発生する災害
(2)大規模な火災や爆発等
(3)災害により、交通(JR、路線バス、スクールバス)の運休または運行が不可能になった場合
(4)気象に関する警報や土砂崩れ警戒情報などが発令された場合
(5)その他、学校が非常災害に準ずると判断した場合
- 3 具体的な対応 (1)学校で待機させることを基本とします。
理由:生徒の下校途中や保護者の迎え時の二次災害を防ぐため
(2)通常の手段で下校させる場合、または保護者への引き渡しを実施するなどの場合の連絡方法は次のとおりです。
連絡:連絡メールで周知、保護者への電話連絡
- 4 迎え時の留意点 (1)学校からの連絡があってから、道路状況等を確認し、安全に十分注意して迎えに来てください。
(2)引き渡し等が困難な場合は、学校で待機(宿泊)させます。
食事等は、学校保管の非常食をとらせます。

○問い合わせ

勝浦中学校 教頭 吉田

電話 73 - 0135